

2024年9月

お客様各位

中央労働金庫

「投資信託総合取引約款」等改正のお知らせ

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ろうきんでは、投資信託に係る取引報告書・取引残高報告書等の各種ご案内書面の電子交付が可能となることに伴い、「投資信託総合取引約款」等の改正を予定しております。

つきましては、今般の改正内容等について下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象の約款

- (1) 「投資信託総合取引約款」
- (2) 「特定口座約款」

2. 改正概要

投資信託に係るご案内書面の電子交付について追記等を行い、改正を行います。
詳細は「約款改正 新旧対照表」をご参照ください。

3. 変更実施日

2024年9月21日（土）から改正後の約款を施行させていただきます。

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

約款変更 新旧対照表

条項		変更後	変更前
第 17 条 5	取引および 残高の報告	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 1 の取引報告書および上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとします。</u>	追記
第 25 条 3	お客様への 報告・連絡 事項	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとします。</u>	追記
第 38 条 3	お客様への 連絡事項	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとします。</u>	追記
第 49 条 3	換金方法、 時期および 価額	<u>削除</u>	<u>お客様は、当金庫所定の手続きを行うことにより、再投資を停止できるものとし、再投資を停止した場合の収益分配金については、当金庫は、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金のお支払日に準じてお支払いいたします。</u>

投資信託総合取引約款

条項	変更後	変更前
附則	<p>1 この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2019年3月25日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8 この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>9 この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p><u>10 この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。</u></p>	<p>1 この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2019年3月25日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8 この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>9 この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>

約款変更 新旧対照表（特定口座約款）

条項	変更後	変更前
<p>第 12 条 特定口座年間取引報告書等の交付</p>	<p>第 12 条（特定口座年間取引報告書等の<u>交付</u>） 1 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様の特定口座において、上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がある場合のみ交付いたします。 2 この契約が第 21 条により解約されたとき（第 21 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。 <u>3 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 9 項に定めるところにより、本条の特定口座年間取引報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとしします。</u></p>	<p>第 12 条（特定口座年間取引報告書等の<u>送付</u>） 1 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様の特定口座において、上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がある場合のみ交付いたします。 2 この契約が第 21 条により解約されたとき（第 21 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p>
<p>附則</p>	<p>1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させて</p>	<p>1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させて</p>

特定口座約款

条項	変更後	変更前
	<p>いただきます。</p> <p>5 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p><u>8 この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。</u></p>	<p>いただきます。</p> <p>5 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>